

茨城県報 第317号

平成4年2月10日
月曜日

目次

告示

| | ページ |
|------------------------|-----|
| ●町の区域の設定(地方課)..... | 1 |
| ●町及び字の区域の変更(")..... | 3 |
| ●字の区域の変更(3件)(")..... | 3 |
| ●字の名称の変更(")..... | 5 |

(選挙管理委員会)

| | |
|------------------------|---|
| ●選挙管理委員会第2回定例会の招集..... | 6 |
|------------------------|---|

公告

| | |
|-----------------------------|---|
| ●都市計画の図書の縦覧(4件)(都市計画課)..... | 6 |
| ●開発行為の工事完了(3件)(建築指導課)..... | 8 |
| ●道路の位置の指定(3件)(")..... | 9 |

正誤

| | |
|-----------------------------|----|
| ●平成4年1月16日付け茨城県報号外第3号中..... | 10 |
|-----------------------------|----|

告示

茨城県告示第159号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により水戸市長から土地区画整理事業に伴い、同市内の町の区域を次のとおり設定する旨の届出があった。

なお、この届出に係る町の区域の設定の効力は、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第4項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から生ずるものである。

平成4年2月10日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 前田正博

酒門町字千束 3135の15, 3135の17, 3284の3, 3284の4, 3284の5の内, 3284の6の内, 3323の1の内, 3323の4, 3323の5から3323の12の各内, 3323の13から3323の19まで, 3324の1の内, 3325の1の内, 3326の1の内, 3327の1の内, 3328の1の内, 3329の1の内, 3330の1の内, 3331から3335の各内, 33

36の内のイの内, 3336の1から3336の4まで, 3336の7の内
 “ 字下千束 1561から1564まで, 1566の内の1, 3134の1の内, 3134の
 2の内, 3134の4の内, 3135の1から3135の5まで, 3135の6
 の内, 3135の7の内, 3135の8から3135の10まで, 3135の1
 1の内, 3135の12の内, 3135の13, 3135の14, 3135の1
 6, 3135の18, 3135の19, 3136の内のイ, 3136の内のロ,
 3137の1から3137の4まで, 3138の1から3138の3まで, 31
 40の1, 3140の2, 3146, 3147の1から3147の4まで, 31
 48の1, 3337の1の内, 3337の4から3337の6の各内, 3337
 の13の内

及びこれに伴う国有地の道路, 水路の全部をけやき台1丁目に変更

酒門町字千束 3284の2, 3284の5の内, 3284の6の内, 3334の内, 3335の
 内, 3336の内のイの内, 3336の7の内, 3340, 3341の1, 33
 42の1, 3342のロ, 3343の1の内, 3343のロの内, 3343のハ
 の内, 3344の1の内, 3345の1の内, 3346の内のイの1の内, 33
 46のロの内, 3348の12の内

“ 字下千束 3120の2, 3130, 3131の1, 3132の1, 3133の1, 313
 3の3から3133の6まで, 3134の1の内, 3134の2の内, 3134
 の3, 3134の4の内, 3135の6の内, 3135の7の内, 3135の1
 1の内, 3135の12の内, 3337の1の内, 3337の2, 3337の3,
 3337の4から3337の6の各内, 3337の7から3337の12まで,
 3337の13の内, 3339の1, 3339の2

元石川町字七ツ井戸 2703の内, 2709の1, 2710の1, 2713の4から2713の
 6まで

“ 字千束七ツ井戸 2701の内

及びこれに伴う国有地の道路, 水路の全部をけやき台2丁目に変更

酒門町字千束 3323の1の内, 3323の2, 3323の3, 3323の5から3323の1
 2の各内, 3323の20, 3324の1の内, 3324の2, 3324の3,
 3325の1の内, 3325の2, 3325の3, 3326の1の内, 3326
 の2, 3326の3, 3327の1の内, 3327の2, 3327の3, 332
 8の1の内, 3328の2, 3328の3, 3329の1の内, 3330の1の
 内, 3331から3335の各内, 3336の内のイの内, 3343の1の内,
 3343のロの内, 3343のハの内, 3344の1の内, 3344の3, 3345の1の
 内, 3345の2, 3345の3, 3346の内のイの1の内, 3346のロの内, 33
 46の2, 3346の3, 3347の1から3347の3まで, 3348の1か

ら3348の11まで、3348の12の内、3348の13、3348のイの14、3348の内のイの17、3348の内のイの18、3349の1から3349の3まで、3350の1、3351、3352の1から3352の3まで、3352の5、3352の6、3353の1、3353の2、3353の4、3355の5、3355の7から3355の15まで、3355の19から3355の21まで、3356の1から3356の6まで、3358、3359の1、3359の2、3360の1、3361の1、3366の1

元石川町字七ツ井戸 2702、2703の内

“ 字千束七ツ井戸 2701の内

及びこれに伴う国有地の道路、水路の全部をけやき台3丁目に変更

159

茨城県告示第160号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により水戸市長から同市内の町及び字の区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があった。

なお、この届出に係る町及び字の区域の変更の効力は、水戸市酒門千束土地区画整理事業の換地処分の公告のあった日の翌日から生ずるものである。

平成4年2月10日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 前 田 正 博

酒門町字千束 3341の2

及びこれに伴う国有地の道路、水路の一部を酒門町字上千束に変更

酒門町字千束 3342の3、3343の2、3344の2

及びこれに伴う国有地の道路、水路の一部を元石川町字七ツ井戸に変更

酒門町字千束 3355の17、3355の22、3356の7から3356の11まで、3366の2

及びこれに伴う国有地の道路、水路の一部を元石川町字千束に変更

160

茨城県告示第161号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により真壁町長から同町内の字の区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があった。

平成4年2月10日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 前 田 正 博

大字下谷貝字稲荷久保 1141の1

上記を大字下谷貝字荷鞍骨に変更

茨城県告示第162号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により常北町長から同町内の字の区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があった。

平成4年2月10日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 前 田 正 博

大字石塚字根小屋 2563の1

“ 字東根小屋 2810, 2811の2

上記を大字石塚字手這坂に変更

162

茨城県告示第163号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により常北町長から土地改良事業に伴い、同町内の字の区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があった。

なお、この届出に係る字の区域の変更の効力は、土地改良法(昭和24年法律第195号)第54条第4項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から生ずるものである。

平成4年2月10日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 前 田 正 博

大字石塚字荒神上 1882の内, 1883の内, 1884の内, 1891の1の内, 1892の1の内, 1893の1の内, 1895から1900まで, 1901の1, 1901の2, 1902, 1903, 1907から1913まで, 1914の1, 1914の2, 1916の1, 1916の2, 1917から1919まで, 1921の1, 1921の2, 1924から1926まで, 1927の1, 1927の2, 1928の1から1928の3まで, 1929から1931まで

及びこれに伴う国有地の道路の全部を大字石塚字荒神に変更

大字石塚字荒神 1951の内, 1952の1, 1952の2の内, 1954の内, 1955の内

“ 字大堀 2501の11の内, 2501の12の内, 2501の13の内, 2501の14の内, 2501の15から2501の18まで, 2501の19の内

“ 字於比屋沢 2502の1, 2502の5から2502の10まで, 2502の12, 2502の13の内, 2502の15, 2502の18, 2502の19

及びこれに伴う国有地の道路の全部を大字石塚字荒神上に変更

大字石塚字大堀 2501の11の内, 2501の12の内, 2501の13の内, 2501の14の内, 2501の19の内, 2501の20

“ 字荒神上 1892の1

上記を大字那珂西字東大堀に変更

大字石塚字大堀 2501の11の内

“ 字於比屋沢 2502の13の内

大字那珂西字東大堀 1120の内

及びこれに伴う国有地の道路の全部を大字那珂西字吹上に変更

163

茨城県告示第164号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により水戸市長から同市と常澄村の廃置分合に伴い、同市内の字の名称を次のとおり変更する旨の届出があった。

なお、この届出に係る字の名称の変更の効力は、平成4年3月3日から生ずるものである。

平成4年2月10日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 前 田 正 博

次の表の右欄に掲げる字名を、同表の当該左欄に掲げる町名に変更する。

| 変 更 後 の 町 名 | 変 更 前 の 字 名 |
|-------------|-------------|
| 下 大 野 町 | 大 字 下 大 野 |
| 小 泉 町 | 大 字 小 泉 |
| 川 又 町 | 大 字 川 又 |
| 平 戸 町 | 大 字 平 戸 |
| 塩 崎 町 | 大 字 塩 崎 |
| 六 反 田 町 | 大 字 六 反 田 |
| 栗 崎 町 | 大 字 栗 崎 |
| 東 前 町 | 大 字 東 前 |
| 大 串 町 | 大 字 大 串 |
| 島 田 町 | 大 字 島 田 |
| 大 場 町 | 大 字 大 場 |
| 森 戸 町 | 大 字 森 戸 |
| 下 入 野 町 | 大 字 下 入 野 |
| 秋 成 町 | 大 字 秋 成 |
| 百 合 が 丘 町 | 大 字 百 合 が 丘 |

(選 挙 管 理 委 員 会)

茨城県選挙管理委員会告示第2号

平成4年茨城県選挙管理委員会第2回定例会を次のとおり招集する。

平成4年2月10日

茨城県選挙管理委員会

委員長 鈴木 貞 男

- 1 日 時 平成4年2月17日(月)
午前10時30分から
- 2 場 所 茨城県水戸市三の丸1-5-38
茨城県議会特別会議室
- 3 議 題
- (1) 市町村選挙の結果について
- (2) 政治団体の設立届出、解散届出の状況について
- (3) そ の 他

公 告

●都市計画の図書の縦覧

岩井・境都市計画教育文化施設の決定に伴い、岩井市から当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成4年2月10日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 前 田 正 博

- 1 都市計画を決定する土地の区域
岩井市大字岩井字勝田久保、字入田、字入田台、字篠山西の各一部
- 2 縦 覧 場 所 茨城県土木部都市計画課、岩井市役所

~~~~~

岩井・境都市計画社会福祉施設の決定に伴い、岩井市から当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成4年2月10日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 前 田 正 博

- 1 都市計画を決定する土地の区域  
岩井市大字辺田字大久保、大字下出島字大久保の各一部

2 縦 覧 場 所 茨城県土木部都市計画課，岩井市役所

下館・結城都市計画道路の変更に伴い，結城市から当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので，都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により，当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成4年2月10日

茨城県知事職務代理者  
茨城県副知事 前 田 正 博

1 都市計画を変更する土地の区域

8・7・1 南部1号線

追加する部分

結城市大字結城字田村内，及び字油内の各一部

8・7・2 南部2号線

追加する部分

結城市大字結城字田村内の一部

3・5・75 富士見町・四ツ京線

追加する部分

結城市富士見町3丁目，4丁目の各一部

結城市大字結城字五本木，字長塚，字逆井，字根本原の各一部

2 縦 覧 場 所 茨城県土木部都市計画課，結城市役所

岩井・境都市計画下水道の変更に伴い，岩井市から当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので，都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により，当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成4年2月10日

茨城県知事職務代理者  
茨城県副知事 前 田 正 博

1 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

岩井市大字神田山字向原，字原，字堂後の各一部

岩井市大字幸田字南開，字中山，字谷津台の各一部

削除する部分

岩井市大字岩井字西高野，字五斗蒔，字愛宕裏，字旧境内，字愛宕脇，字四ツ谷後，字四ツ谷，字四ツ谷東裏，字中根窪，字本町東裏，字仲町，字宅地尻，字溜ノ台，字子廟，字東横町裏，字仲町東裏，字ドンドン塚，字諏訪脇，字諏訪前，字百駄山，

字千部越, 字庚申前, 字原口, 字新田, 字藤田, 字大山, 字城合, 字板ノ下,  
字下ノ坂, 字坂下, 字竹の下, 字台の下, 字台の前, 字寺ノ下, 字仲町西側,  
字西横町東側の各一部

岩井市大字辺田字中西, 字中西前, 字入, 字山崎前, 字宮, 字三本松, 字原新, 字入田, 字  
西ノ前, 字前畑, 字杓方, 字天神前, 字向地下, 字ハサマ下, 字池ノ窪, 字  
浅間前, 字きじ内, 字丹後作, 字谷津崎, 字太子前, 字篠崎, 字大久保, 字  
上大久保, 字三角, 字原新の各一部

岩井市大字下出島字堀向, 字竹ノ下, 字坂下, 字大久保, 字松山の各一部

#### 変更する部分

岩井市大字辺田字前天神, 字向地, 字天神前, 字きじ内, 字きじ内脇, 字丹後作, 字大六天,  
字篠崎, 字宅地附, 字宅地脇, 字坂之上, 字太子前の各一部

岩井市大字下出島字坂下, 字古山, 字古山前, 字立山, 字西, 字南, 字勢至松の各一部

岩井市大字中里字セウシ塚, 字地藏久保, 字六地藏, 字下原の各一部

岩井市大字大谷口字西原, 字南原の各一部

岩井市大字小泉字新田原, 字新田, 字新田前, 字宮前, 字向地の各一部

岩井市大字矢作字西, 字紅花谷津, 字原, 字天神前, 字天神脇, 字源左エ門脇, 字初崎の各  
一部

岩井市大字小山字栗の木下, 字龍角北台の各一部

## 2 縦 覧 場 所 茨城県土木部都市計画課, 岩井市役所

### ●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の許可に係る開発行為について, 次の区域の工事が  
完了したので, 同法第36条第3項の規定により公告する。

平成 4 年 2 月 10 日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 前 田 正 博

#### 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

結城郡八千代町大字菅谷字根ノ谷 8 8 4 番 1 0 4, 同番 1 0 5, 同番 2 0 7, 同番 2 0 8

#### 2 事業主の住所及び氏名

猿島郡総和町大字上辺見 5 0 6 番地の 3

株式会社 長浜合成工業所

代表取締役 長 浜 政 治

#### 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

常陸太田市中城町字西鯉沼 2 9 9 1 番 1, 2 9 9 2 番 1, 2 9 9 2 番 4



2 事業主の住所及び氏名

水戸市柵町 1 丁目 13 番 20 号

カトーデンキ販売株式会社

代表取締役 加 藤 修 一

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

西茨城郡岩瀬町亀岡字向原 9 2 7 番, 9 2 8 番の一部, 9 3 1 番の一部, 9 3 2 番の一部, 9 3 5 番, 9 3 6 番, 9 3 7 番の一部, 9 4 0 番, 9 4 1 番, 9 4 2 番, 9 5 0 番, 9 5 1 番, 9 5 2 番, 9 5 5 番, 9 5 4 番, 9 5 6 番, 9 5 7 番, 9 5 8 番, 9 5 9 番, 9 6 0 番, 9 6 1 番, 9 6 2 番, 9 6 3 番の 1, 9 6 3 番の 2, 4 4 4 番の 6, 4 4 4 番の 7, 4 4 4 番の 8, 亀岡字 神明前 1 0 1 4 番 3

2 事業主の住所及び氏名

東京都千代田区 1 番町 23 番地 3

コープケミカル株式会社

取締役社長 駕 海 幹 雄

●道路の位置の指定

建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 42 条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成 4 年 2 月 10 日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 前 田 正 博

| 指定番号            | 指 定<br>年 月 日 | 申 請 者                     |                          | 道 路 の 位 置                | 道路幅員及び延長     |               |
|-----------------|--------------|---------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------|---------------|
|                 |              | 氏 名                       | 住 所                      |                          | 幅 員          | 延 長           |
| 水土木指令<br>第 81 号 | 4 . 1 . 29   | 塩畑 守雄                     | 西茨城郡岩間町<br>大字土師<br>622-1 | 西茨城郡岩間町土師<br>字向原1283-239 | メートル<br>6.33 | メートル<br>55.50 |
| “<br>第 86 号     | “            | (株)パレスホ<br>テル<br>(代) 清水 章 | 水戸市柳町<br>1-2-1           | 東茨城郡茨城町長岡<br>字神宮寺7-4     | 4.00         | 23.32         |
| 潮土木指令<br>第 38 号 | “            | (有)宮中地所<br>(代) 宮内 晃       | 鹿島町宮中字東<br>山 2080-8      | 大野村大字荒野<br>字上出1600-149   | 4.20         | 27.30         |

---

**正 誤**

---

●平成 4 年 1 月 16 日付け茨城県報号外第 3 号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 行     | 誤                                         | 正                                               |
|-----|-------|-------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 9   | 下から 7 | 土地改良事業                                    | 土地区画整理事業                                        |
| 9   | 下から 5 | 土地改良法 (昭和 24 年法律<br>第 195 号) 第 54 条 第 4 項 | 土地区画整理法 (昭和 29 年<br>法律第 119 号) 第 103 条 第<br>4 項 |

~~~~~

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも 1 月)
(休日の場合は繰下発行) (金 2, 3 0 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸 1 丁目 5 番 38 号

茨城県総務部総務課

電話番号 0292 (21) 8 1 1 1 (代)